

政令第八十三号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第一項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十条並びに同法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十七条の六第一項、第二十条の二及び第二十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十六条に次の一号を加える。

七 装備品等の標準化の促進に関すること。

第八十条中「四人」を「五人」に改める。

第八十七条中「装備制度管理官」を「装備保全管理官」に改める。

第八十八条第二号中「こと」の下に「（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「こと」の下に「（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

四 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第九十条を次のように改める。

（装備保全管理官の職務）

第九十条 装備保全管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 秘密の保全に関すること。

二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策のうち科学技術の管理に関するものの企画及び立案に関すること。

三 装備政策部の所掌事務のうち科学技術の管理に関する必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。

第百九十一条中「統合装備計画官一人、事業監理官三人」を「事業監理官四人」に改める。

第百九十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 プロジェクト管理の実施に関する事務の総括に関すること。

第百九十三条を次のように改める。

第百九十三条 削除

第百九十四条中「（前条第一号に規定するものを除く。）」を削る。

第二百一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 装備品等の標準化の促進に関すること。

附則第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九項の表中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十項の表及び第十一項の表中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則第十三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の六第二十号を次のように改める。

二十 装備保全管理官

第五十一条の六中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「乗り組んでいる」の下に「陸上自衛官及び」を加える。

第十二条第二項中「階級が」の下に「三等陸佐又は」を、「」に「」の下に「百分の三十三、」を加える。

第十四条第一項第二号中「である」の下に「陸曹長等及び」を加える。

附則第六項中「人命の救助の作業で」を削り、「伴うもの」を「伴う作業」に改める。

「装備制度管理官

「装備保全管理官

別表第三防衛装備庁内部部局の項中 事業計画官 を に、「二種」を「二種（

統合装備計画官」

事業計画官」

防衛大臣の定める者にあつては、一種）」に改める。

別表第五災害派遣等手当の項中「人命の救助の作業で」を削り、「伴うもの」を「伴う作業」に改める。

「陸将

「一等陸佐

「二等陸佐

別表第七中「海将」を 海将 に、「一等海佐」を 一等海佐 に、「二等海佐」を 二等海佐 に

一等海佐」

陸将補

三等陸佐

「二等陸尉

「二等陸尉

「准陸尉

、「二等海尉」を

に、「二等海尉」を

二等海尉 に、「准海尉」を

に、「海曹

一等海尉」

三等陸尉」

准海尉」

「陸曹長

「二等陸曹

「陸士長

長」を

に、「二等海曹」を

二等海曹 に、「海士長」を

海士長 に、「一等海士」を

一等陸曹」

三等陸曹」

一等陸士

一等海士 に改める。

二等陸士」

(防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正)

第四条 防衛省職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条中「海上自衛官」を「陸上自衛官及び海上自衛官」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。